



国際労働機関

## セーフ・ワークの実態

毎年、労働災害と職業性疾患を理由として命を失う人々の数は男女合わせて約 200 万人に達する。世界全体で毎年、約 2 億 7 千万件の労働災害、1 億 6 千万件の職業病が発生している。労働災害と職業性疾患による損失額は、世界の国内総生産 (GDP) の 4 % に達すると ILO は推計する。

ILO は負傷と疾病は「仕事に伴う必然的なもの」という考えを受け入れたことはない。グローバル化の中で生じた新たな課題は、さらに多くの働く人々が安全で健康な作業環境を享受するのを確保することである。そこで ILO は、4 月 28 日を「仕事における安全と健康のための世界の日」と定め、世界中の職場における安全健康文化を推進することに焦点を当てることとした。この日は元々、世界の労働組合運動が集まって職場における事故や疾病の犠牲となった方々を追悼する記念日でもある。

強力な安全文化は労働者にとっても、使用者にとっても、そして政府にとっても利益をもたらすことが経験上知られている。各種の予防技術はそれ自体、職場の事故を回避し、企業実績を高めるのに効果的であることが証明されている。今日、幾つかの国で見られる高い安全水準は、政労使の社会対話並びに労使の団体交渉を奨励する長期政策と、強力な労働監督に支えられた効果的な安全衛生法制とが直接的にもたらした成果である。

途上国では、仕事に関連した事故や疾病の大半が農業、漁業、林業、鉱業、建設業といった第一次産業で発生している。低い識字率と、安全対策に関する不十分な訓練は、危険物質への暴露や火災による死亡率を高める。とりわけ、インフォーマル経済に属する人々への影響が大きい。

### 主要統計

仕事に関連する事故または疾病によって命を失う人々の数は毎日平均 5 千人。

労働者に関係する労働災害（死亡災害、非死亡災害の双方）発生件数は年間約 2 億 7 千件、職業病発生件数は約 1 億 6 千万件。疾病の 3 分の 1 が 4 日以上以上の労働日損失をもたらす。

仕事中に命を失う人の数は年間約 35 万 5 千人。その半分以上が世界の労働力の半数が従事する農業で発生すると推計される。高リスク部門はこの他に、鉱業、建設業、漁業。

欠勤、疾病治療、障害・遺族給付によって生ずる、負傷、死亡、疾病に関わる費用で、世界の GDP の 4 %（1 兆 2,513 億 5,300 万ドル）が失われる。労働者の死亡と疾病の費用から生じる GDP 損失額は途上国に対する全政府開発援助（ODA）額の 20 倍。

仕事中に命を失う子供の数は、毎年 1 万 2 千人。危険物質によって命を失う労働者の数は年間 34 万人。アスベストだけでも約 10 万人。

電離放射線への曝露のため、その状況を検査・監視されている労働者数は世界全体で推計 1,100 万人。

ある種の職業では、死亡事故 1 件当たり 5 千件もの救急処置を要する負傷が発生。

心臓病と筋骨格性疾患を合わせると職業性疾病による費用の半分以上を占める。

仕事に関連した死亡者数全体の 32 % を占める最大の死亡原因はがん。

仕事に関連する死亡で、事故と暴力によるものの数は伝染性疾病によるものにも匹敵。

研究によれば、欧州の労働損失日数全体の 5 ~ 6 割はストレス関連。

企業数は世界全体で約 1 億であるが、この大半が小企業。労働者数は世界全体で約 30 億人であるが、このうち 10 億人以上が自営農家または小企業従業員。

## 職場における安全健康文化の 確立と実施

職場の安全文化は、安全で健康な作業環境、つまり、高い生産性と高品質の生産が達成される場の形成に結びつく、あらゆる価値、姿勢、規則、経営システム・慣行、参加原則、作業態度から構成される。1981年に採択されたILOの労働安全衛生条約（第155号）は職場の安全健康文化を支援する適切な枠組みを提供する。

労働災害及び職業病の効果的な予防は企業レベルで開始されるが、政府、労使団体の幅広い参加を伴う。労働者参加、作業編成手順の実施、労働者に対する訓練と情報の提供、監督活動は、安全健康文化を推進する重要な手段である。労働安全衛生マネジメントシステム（OSH-M S）を備える企業は、そのようなシステムをもたない企業よりも安全性と生産性の点で優れた記録を示す。この事実から明らかなように、企業の管理と熱意が重要な役割を演じる。一方、政府の労働監督官は、労働安全衛生関係の代表的なILO条約を基礎として、中核的なILO労働基準の推進、周知、監視及び履行確保のために枢要な役割を演じる。1947年に採択された労働監督条約（第81号）は130カ国余りに批准され、最も批准国数の多い条約のひとつとなっており、技術協力、さらには安全健康文化推進への扉となっている。

ILOの新しい労働安全衛生マネジメントシステム・ガイドライン（ILO-OSH 2001）は、企業レベルで持続的に安全健康文化を発展させるユニークで強力な手段と、労働条件及び作業環境を継続的に改善する仕組みを提供する。ILOでは、加盟国がより効果的に労働安全衛生を実施できるよう、基準設定、実施基準・ガイドライン、技術協力、国際協力、統計分析、情報提供などあらゆる活動の流れを円滑にする統合的なアプローチの開発を通じ、安全衛生基準の実施状況の改善に向け懸命に努力している。

## ILOの役割

すべての人々が自由、尊厳、安全を保持しつつ生計を得る権利を確保するため、国際労働機関は創設された。そこには人間的で安全な労働条件への権利が含まれる。これまでの100年間で振り返ると、先進国では明らかに深刻な負傷の件数が減ってきた。その要因は、特に健康で安全な職場づくりで実質的な進歩が見られたためである。この経験の良いところを世界中の職場に普及することが今日の課題である。

ILOの労働安全衛生・環境国際重点計画（SafeWork）は、この課題に挑戦する。その第一の目的は、仕事に関連した事故、負傷、疾病の特質と影響への認識を世界的に高め、すべての労働者に国際労働基準に沿った基本的保護を与えるという目標を推進し、加盟国及び産業界の対応能力を高め、効果的な予防・保護の方針及び計画を企画・実施することである。

このような流れの中で、ILOは、政府機関及び労使団体が労働安全衛生問題を直接かつ効果的に処理できるよう、その技術面及び政策面の能力を強化する必要があると認識している。これは、職場の社会心理問題に対処する訓練計画（SOLVE）で行われているような実務指導、専門的助言サービス、啓発・訓練活動や、呼吸器疾患、放射線、船舶解体に伴う危険などの産業保健問題への取り組みを通じて進められている。ILOの国際労働安全衛生情報センターも100カ国以上の関係機関と協力し、重要な役割を演じている。以上のすべての活動において、安全衛生計画の実施に当たる労使の協力への支援に高い優先度が付与されなくてはならない。

詳しくはILOウェブサイト（<http://www.ilo.org>）へ。

## ILO基準

安全衛生問題に係わるILOの条約・勧告の数は70を超える。他にも例えば、労働監督、結社の自由、団体交渉、男女平等、児童労働に関する条約・勧告のように、安全衛生上の課題に明確な関わりがある事項を扱う基準も多い。加えて、ILOは30以上の労働安全衛生に関する実施基準を発行している。詳しい情報はSafeWorkのウェブサイト（<http://www.ilo.org/safework>）まで。